

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東みよし町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東みよし町長

公表日

令和5年3月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより、以下の事務を行う。</p> <p>①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ②被保険者の資格取得の届出勧奨 ③被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ④被保険者からの免除等申請に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑤生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑥老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告 ⑦現況届又は所得状況届の受付 ⑧中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 ⑨その他上記に関する業務</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル 国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の31、83の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条</p> <p>番号法別表第一の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2の規定により被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされていることから、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」、「特別障害給付金関係情報」、「年金生活者支援給付金関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、25、26、27、30、32、33、34、35、39、40、45、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、87、92、94、98、99、100、102、103、106、114、118、119) (別表第二における情報照会の根拠) : 別表第二の47、48、50、107、117の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東みよし町 住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東みよし町総務課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東みよし町総務課 82-2100

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の31の項(別表第一の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため)	番号法 第9条第1項 別表第一の31、83の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条 番号法別表第一の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2の規定により被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされていることから、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法 第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、87、91、92、94、98、99、100、102、103、117、118) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の47、48、50、107の項	事後	
令和1年6月1日	II しいくい値判断項目 1. 対象人数 しいくい時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しいくい値判断項目 2. 取扱者数 しいくい時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年1月31日	II しいくい値判断項目 1. 対象人数 しいくい時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月31日	II しいくい値判断項目 2. 取扱者数 しいくい時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月31日	I 関連情報 ①特定個人情報 ファイル取り扱う事務 ③システム の名称	宛名システム、国民年金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名システム、国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
令和4年3月25日	II しいくい値判断項目 1. 対象人数 しいくい時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月25日	II しいくい値判断項目 2. 取扱者数 しいくい時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、87、91、92、94、98、99、100、102、103、117、118) (別表第二における情報照会の根拠)	番号法 第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、87、92、94、98、99、100、102、103、118、119) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の47、48、50、107の項	事後	
令和5年3月20日	II しいくい値判断項目 1. 対象人数 しいくい時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年3月20日	II しいくい値判断項目 2. 取扱者数 しいくい時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年3月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、87、92、94、98、99、100、102、103、118、119) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の47、48、50、107の項	番号法 第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」、「特別障害給付金関係情報」、「年金生活者支援給付金関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、25、26、27、30、32、33、34、35、39、40、45、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、87、92、94、98、99、100、102、103、106、114、118、119) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の47、48、50、107、117の項	事後	